

条例第18条の2第2項に規定する自主規制団体からの聴き取り結果

(令和6年9月4日実施)

	図書名等	聴き取り内容
1	ラジオライフ 8月号 令和6年7月25日発行	<p>昨今の犯罪状況から偽造紙幣に関する注意喚起のための特集や企画、紙幣のディテール紹介であれば問題は無くむしろ勉強にさえなる内容。ただし、偽造のやり方をこんなにも詳細に、実験なども行い紹介、特集。それも「紙」を扱うプロの業種でもある版元が本気モードで実験している。青年レベルではなく、犯罪を誘発しかねないと考え指定該当やむなし。</p> <p>2001年から2020年の記事でかつての再録。警鐘ではあるが、そのときはスルーされ問題ないとされていたのか。ホログラムの除去は警察マターだが、これでできるかどうかは疑問。ギリギリ迷うところだが指定該当やむなし。</p> <p>「お札の偽造防止術を読み解く」というのが目的ならばP68のようなコピーの手段を紹介する必要はないと思料。いろいろとエクスキューズはあるが、目的はダークサイド的技術の紹介に読めた。表現の自由は社会の安全性の担保があつてのものとする。指定該当やむなし。</p> <p>市販プリンターや街中のコンビニ複写機により模倣することができ、刑法又は通貨及証券模造取締法に違反する行為、つまり犯罪を誘発するものに該当する。なお、付録では「報道目的」をうたっているが、注意喚起が目的ならここまでつまびらかにする意義を感じない。指定該当やむなし。</p> <p>別冊の付録は過去のをまとめた形になっており、現在とはだいぶ事情が変わっていると思われる。ただ、現在も流通している紙幣についての言及もあり、また、それを唆すような描写もある。おそらくは偽造（防止）のすべての技術について記事にはせず、偽造を完遂できないよう配慮されていると思われるが、その分別のつかない青少年が手に取れる状態にしておくことには問題があると思われる。該当やむなし。</p> <p>刑法に触れる行為を助長する。手法の説明が詳細すぎ、検証の域をこえている。 指定該当やむなし。</p> <p>お札の偽造の仕方が分かり真似が出来てしまい犯罪につながる可能性がある。ただこういう雑誌は読者が狙って買いに来るものではないかと思う。中身としては、青少年向きではないと思うし、紙幣のコピーは犯罪。指定該当やむなし。</p> <p>P34の記事は「真似しちゃダメよ」というコピーがあるが逆に「真似すれば出来る」という意味合い。やってくれと思わせる。ページを追うごとに具体的になっていく。新札と旧札が混じる今だからこそ出版してみた、という思いが透けて見える。「紙幣研究白書」「お札の偽造防止技術を読み解く」というタイトルも買う側に間違ったイメージを与える。指定該当</p> <p>冒頭で注意として一文入っているが、内容は紙幣の偽造に興味を抱かせ、実行出来る所まで書いていること、偽札犯罪に警鐘を鳴らすと言っているが、犯罪を助長する内容となっており、指定該当</p> <p>お札の偽造防止をうたっていながら偽札造りのポイントを指南しており、青少年の健全な育成レベルを超えた内容。闇サイトに近い立ち位置。こうしたらニセ札は造れるけど、これをやったら犯罪、マネしちゃだめとか書いて逃げ道にしようとしているのかもしれないが指定該当</p> <p>付録の前半は偽造（偽札）を見分ける方法を紹介しており、偽札に対する注意喚起を促していると思った。P58～P62は二千円札がだまされやすいと注意している様感じた。正直わからず保留</p> <p>裏ワザ的な内容ではあるが、いずれもリスクと実現性の部分では実際に作るというレベルではない様に思える。また、必要なソフトやハードを特定していないため、指定非該当と考える。</p> <p>通貨の偽造そのものを別の場所で取り締まるべきで、表現の自由は保障されるべき。 指定非該当</p> <p>この雑誌の特集を読んで、青少年が紙幣偽造という犯罪に手を染めるのかどうかが問われているが、そうは思えない。紙幣偽造の量刑の重さと自分の人生を秤にかければ、どちらが得かはおのずと明らか。この特集を読む理解力があればそのような判断力も備わっている。ただ、紙幣偽造の刑罰の重さが冒頭に注意書きされているだけで注意喚起としてはやや弱くも思える。犯罪誘発にまでは及ばない出版物と総合的に判断したい。指定非該当</p>

条例第18条の2第2項に規定する自主規制団体からの聴き取り結果

(令和6年9月4日実施)

	図書名等	聴き取り内容
2	<p>ワールドコミック 未成熟 令和6年7月31日発行</p>	<p>TL短編集。女性器の消しが若干甘い印象。短編集なのでどうしても性行為シーンが多くなってしまふ。性癖のテーマがSMチックなので、強制感が強い印象を受ける。ただし、3話目の内容が「無理やり」「隠し撮り」「脅迫」からの展開はいかがなものかと思う。全てを網羅し、青年レベルを超えていると考え、指定該当やむなし。</p> <p>大変技術力もあり、作品構成もうまい。いわゆるTLジャンルでインモラルな設定をポップに表現する力にあふれている。ただ、その設定に行き過ぎた部分があるように読めてしまった。区分陳列相当、指定該当と考える。</p> <p>帯ではSM、調教、アブノーマルを満載とあるがそこまで人格否定的行為の描写があるとは読めなかった。とりわけ6～8話は親友から恋人に関係性が変わるストーリーで人格否定はない。ただ、大腿部を開いた姿勢や陰部、でん部、胸部を誇示した描写（第1話）、性交をそのまま描写（第2話等）があり、性的感情を著しく刺激する卑わいな感じを与え、指定該当</p> <p>描写自体はソフトであるものの、ほぼ全編に性描写がある。 未成年との行為がある。 この点から成人向け商品でないことは不適切と考え、指定該当</p> <p>一話目から目隠しや拘束といったシーンがあり、二話目で先生と生徒という関係で映画館という公共の場でのシーンもある。また、強制や暴力的シーン、人格否定的なものはあまり感じられないが、卑わい感はある、総合的に考えて該当やむなし。</p> <p>特に問題とは思えない。恋愛とSEXとを切り離せないとするならば表現の自由の範囲内と考える。またアブノーマルやSM調教も嗜好の範中。表現をする本があっても問題は無いと思う。ただし、18歳未満の人が読むのはどうかと思う。指定該当</p> <p>普通のエロ漫画と思える。露骨とは感じられなかった。登場人物の関係性（姉、弟、義父）はいささか問題があるようには感じたが、それも許容範囲ではないか。ただ18歳の青少年に読ませるべきではない。区分陳列すべき。</p> <p>男女間の恋愛をSEX中心に描いた読切作品を集めたオムニバス単行本。性愛テーマの短い品が連なっているので、必然的に性描写は多くなる。ただ、性描写の多さが性犯罪を増加させるのかあるいは青少年の育成を阻害する原因となるかは一概に判断が難しい。ただ、今回の作品には、明確な近親相姦描写がある。個人的には若い人に薦めたくないテーマなので、総合的に判断し指定該当とする。</p> <p>修整されており、画角の工夫もみられる。性器の直接描写もほとんどない。 姉弟、近親相姦の描写はあるが、指定非該当</p> <p>性器の露骨な描写は無い。ただし、体液描写、擬音、性交シーンの総量は多いと言わざるを得ない。また、明らかに未成年との性交を描いている。しかしながら、収録されている話単位で見ると、人格否定的なストーリーもなく、関係性を描いている話もあり、総合的に判断すると、性的描写の量は多めだが、指定非該当としたい。</p> <p>それぞれ短編ではあるが、ストーリーがあり、性行為の描写もあるがそこまで卑わいな感じはしない。シチュエーションは作者の想像物であり、人格を否定したり、暴力をふるっているわけでもないので指定非該当</p> <p>全編を通して性的な描写はあるものの恋愛漫画の域と考える。また、裸の描写はそこまで卑猥とは思えない。加えて局部の描写も無いに等しいため指定非該当と考える。</p> <p>短編オムニバス作品（8作品）短編なので性行為は多いものの性器の修整、結合部など配慮が見えるので指定該当とは言えない。指定非該当</p> <p>性行為の描写については画角などにより、直接的に描かれているシーンは少なく、配慮はうかがえる。擬音、体液描写はあるが諮問候補図書に上がったことのあるBLほどではない。各章の表題に義父、姉、弟など気になるワードが含まれているが、実際の内容は表題にフォーカスされている要素は少なく判断に迷うが指定非該当</p>